

財政運営の基本方針

1 財政運営の基本方針

本市は、本格的な人口減少時代に突入しており、今後は一層の財源の縮減が予想されます。他方、地域の持続可能性を確保するためには、新型コロナウイルス感染症を始めとした複雑な課題を解決するため、新しい施策に取り組むことも不可欠です。

そこで、最少の経費で最大の効果を発揮するため、後期基本計画では次の財政運営の基本方針を定めます。

財政運営の基本方針

① 新規事業の実施

事業の優先順位付けを行い、費用対効果の高い新規事業を積極的に実施する。

② 後期基本計画に基づく予算措置

災害など緊急を要するものを除き、後期基本計画に基づかない事業は原則、予算措置しない。

③ 持続可能な財政運営の確立

徹底した経費の縮減や効果的な財源の配分を行うとともに、財政需要の的確な把握と取捨選択に積極的に取り組む。

④ 公共施設等に係る投資の平準化

財政見通しを踏まえて、公共施設等の更新及び維持管理に係る投資を平準化する。

⑤ 事業の見直し

事業の必要性と実施方法を検証し、事業継続の要否を毎年度検討する。

2 財政目標

本市の財政が持続可能となる最低限の水準として、次の財政目標を設定します。後期基本計画の計画期間内では、本市の行財政運営は原則として、次の財政目標の範囲内で運営されるものとします。

財政目標

- ① 基礎的財政収支（形式収支＋公債費－地方債）：0以上
- ② 財政調整基金残高：15億円以上（令和7年度末）